

## 同等品を選定する場合の手続について

入札（見積）仕様書等に「同等品可」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、入札（見積）に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続により事前に**担当課**へ同等品の確認をしてください。

事前に確認を受けていない同等品で見積もり、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができませんので、必ず事前に確認してください。

### 1. 同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能・価格が例示品と同等以上であることを認められた物とします。

### 2. 同等品確認の方法

同等品により入札（見積）参加を希望する者は、市があらかじめ指定する期限までに、次の書類を担当課へ提出してください。

- ① 同等品確認書（別紙）
- ② 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可）

#### 【同等品確認書 提出期限】

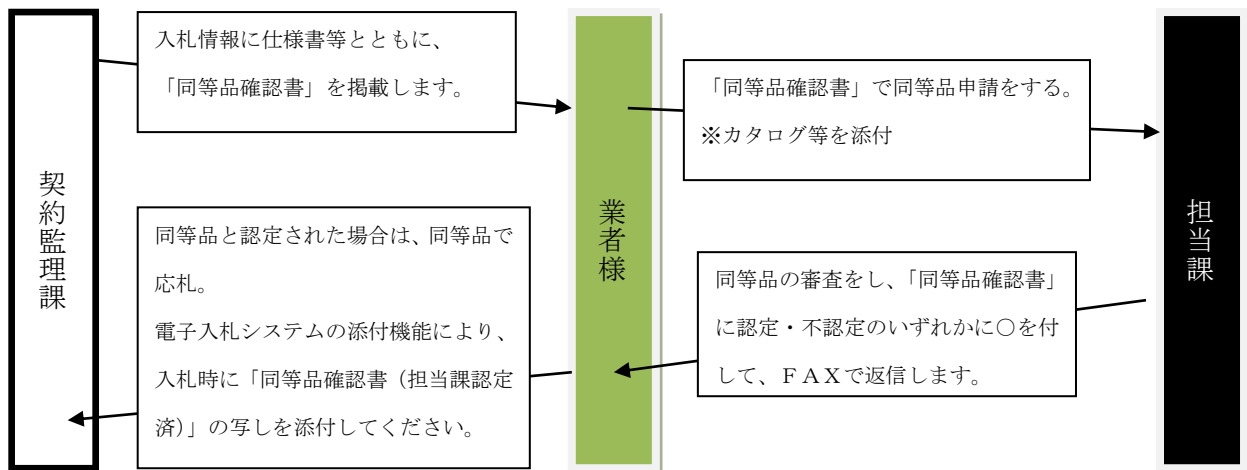
入札（見積）書締切日の3日前16時まで（土日祝日除く）

### 3. 同等品可否決定の通知

担当課が「同等品確認書」及び資料をもとに審査し、確認書の認定欄に、同等品と認める場合は「認定」に、認めない場合は「不認定」に○を付して回答（FAX）いたします。なお、入札（見積）提出期限日の前日までに通知が届かない場合は、担当課に確認してください。

※ 同等品と認められなかった物品をもって当該入札（見積）に参加することはできませんのでご注意ください。

### 4. 同等品を選定する場合の流れについて



※認定された同等品で入札に参加する場合で、担当課確認済の同等品確認書（写し）の添付が無い場合は、無効とします。